

社内型スキルアップ助成金・民間派遣型スキルアップ助成金実施要領

令和5年2月13日付4東し雇第5384号

(総則)

第1条 社内型スキルアップ助成金及び民間派遣型スキルアップ助成金（以下「助成金」という。）の交付については、社内型スキルアップ助成金・民間派遣型スキルアップ助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、本実施要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 交付要綱第3条の中小企業等とは、次の各号のいずれかに1つでも該当する場合を除くものとする。

- (1) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- (2) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- (3) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- (4) 大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合や大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合等、その他大企業が実質的に経営に支配する力を有していると考えられること。

2 交付要綱第3条第1項第1号オに掲げる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 次のア及びイに該当する団体（以下「任意団体」という。）
 - ア 団体の目的、組織、運営、事業内容を明らかにする規約、規則などを有すること
 - イ 代表者が置かれ、事務局の組織が整備されていること
- (2) 共同する全ての事業主の合意に基づく協定書等を締結している団体のうち、次のア及びイに該当する団体（以下「共同事業主」という。）
 - ア 協定書等に、助成金の交付申請を行い、公益財団法人東京しごと財団からの支給を受けようとする事業主（以下「代表事業主」という。）名、共同事業主名、訓練等に関する経費の負担に関する事項、有効期間、協定年月日が掲げられていること
 - イ 協定書等に、団体を構成する全ての事業主の代表者が記名押印していること

3 前1項の中小企業等には、個人事業主を含むものとする。

(助成対象事業者)

第3条 交付要綱第4条第1項第1号の都内に本社又は主たる事業所があることとは、東京都内に本社又は主たる事業所の登記があることをいう。ただし、個人事業主にあつては東京都内の税務署へ開業届出をしていること、任意団体にあつては事務局の所在地が東京都内であること、共同事業主にあつては代表事業主の本社又は主たる事業所の登記が東京都内にあることをいう。

2 交付要綱第4条第1項第5号の重大な法令違反とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 法令違反により罰則（営業停止処分等）の適用を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合

- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 重加算税又は重加算金が課された場合
- (5) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

(賃金の支払)

第4条 中小企業等は、助成対象訓練を通常の勤務時間内に行い、通常の賃金を支払わなくてはならない。やむを得ず通常の勤務時間外に訓練を行う場合には、割増賃金を支払わなくてはならない。

(未納の定義)

第5条 交付要綱第4条第1項第7号の都税の未納とは、納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人住民税（個人については個人事業税及び都民税）の未納がある場合とする。

(助成対象外訓練)

第6条 交付要綱第6条に定める助成対象訓練は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 訓練計画に記載のないもの又は訓練計画どおりに実施されないもの
- (2) 通常の業務に就きながら行われるもの（OJT）
- (3) 通信教育、eラーニング、及びDVDの視聴により行われるもの
ただし、社内型スキルアップ助成金は同時かつ双方向に行われるオンラインによる訓練は助成対象とする。
- (4) 訓練時間が深夜（22時から翌日5時まで）にかかっているもの
- (5) 国又は地方公共団体が主催しているもの（委託しているものを含む。）
- (6) 国又は地方公共団体から助成を受けて開催されているもの
- (7) 職業又は職務の内容を問わず、職業人として共通して必要となるもの
- (8) 業務に関係のない趣味・教養を身につけることを目的とするもの
- (9) 通常の業務に付随する内容のもの
- (10) 見学会、研究会、説明会など、職業訓練とはみなせないもの
- (11) 法令等で定められる教育等のうち、次のア又はイに該当するもの
ア その教育等を実施することが事業主に義務付けられているもの
イ アのほか、事業主にとってその教育等を実施する必要があるもの
- (12) 技能・知識の習得を目的としていないもの
- (13) 資格試験（単独で受験して資格を得られるもの、訓練が試験問題のみで構成されているもの）、適性検査
- (14) 医療類似行為に係る訓練
- (15) 事前に訓練内容が十分確認出来ないもの（民間教育機関等の講習も含む）
- (16) 講習先の教育機関等が助成対象事業者の親会社、子会社グループ企業等の関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（三親等以内。以下同様）が経営する会社等）、代表又は役員が経営する会社、役員が親族が経営する会社、代表者、役員、代表者の親族、役員が親族に該当するもの
- (17) その他、職業訓練として適切でないもの

(訓練時間)

第7条 交付要綱第6条第1項第6号の訓練時間には、食事を伴う休憩時間は含まないものとする。

2 助成対象訓練の合間を取る15分以下の休憩は、訓練時間の10分の1を上限に訓練時間に含めることができる。

3 訓練時間に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に換算する。ただし、小数点第3位以下は切捨てとする。

(修了の定義)

第8条 交付要綱第6条第1項第5号及び第7号の修了とは、訓練時間の8割以上を出席した場合をいう。

(経費、収入及び受講料等の定義)

第9条 交付要綱第9条第1項第1号アの経費とは、次の各号に定めるもので、他の事業に要した経費と明確に区分でき、使途、単価、規模等の確認が可能であるものとする。

(1) 指導員・講師謝金

(2) 会場借上費

(3) 教科書及び教材費

(4) その他当該訓練に直接必要で、財団理事長が認める経費

2 交付要綱第9条第1項第1号アの収入とは、助成対象事業者が構成員から徴収した受講料、教科書及び教材代とする。

(申請内容等の変更又は訓練の中止)

第10条 交付要綱第20条の申請内容等を変更又は訓練を中止する場合とは、次の各号に該当する場合をいう。

(1) 助成対象事業主の名称、所在地、代表者氏名及び印影を変更する場合

(2) 訓練計画を変更する場合又はその一部を中止する場合

(3) 訓練計画の全部を中止する場合

2 前項第2号及び第3号について変更等承認申請書(交付要綱様式第9号)が提出された場合は、内容を審査し、変更等承諾書(実施要領様式第1号)により、当該助成対象事業者に通知する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。